

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友大町店
大町市大字大町4620-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社イリハチ
大町市大字大町4237
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
欄 幸 夫	-	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	-	大町市大字大町4092
株式会社ブルーランジュリー横浜	大 山 登	長野市青木島綱島505

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
欄 幸 夫	-	大町市大字大町3331
有限会社カネリキ	山 口 茂	大町市大字大町2261-1
筑 地 広 彰	-	大町市大字大町4092
株式会社ブルーランジュリー横浜	久 松 貴 弘	長野市青木島綱島505

- 変更した年月日
(1) 株式会社西友から合同会社西友への組織変更に伴う名称及び住所 平成21年9月1日
(2) 株式会社ブルーランジュリー横浜の代表者氏名 平成21年9月2日
- 届出年月日
平成21年12月4日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社内川薬局	内 川 輝 雄	北安曇郡松川村7019-265

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社内川薬局	内 川 輝 雄	北安曇郡松川村7019-265

- 4 変更した年月日
平成21年9月1日
- 5 届出年月日
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社高木酒店	高木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社高木酒店	高木 弘 昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成21年9月1日
- 5 届出年月日

- 平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊勢宮店
長野市伊勢宮2-27-10 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社もへじや製菓	森 山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社もへじや製菓	森 山 直 廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社パレモ	中 本 敏 幸	愛知県稲沢市天地五反田町1番地
株式会社誠美堂	余 湖 秀 夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛 田 良 次	秋田県秋田市中通1-4-1
山 岸 明	-	長野市川中島町今里706
エステール株式会社	丸 山 朝	東京都新宿区西新宿3-20-2
株式会社タツミヤ	曲 渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山	横 山 和 幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根 岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野 崎 健 二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚 田 浩 二	長野市安茂里小市3-30-24

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	中 本 敏 幸	愛知県稲沢市天地五反田町1番地
株式会社誠美堂	余 湖 秀 夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛 田 良 次	秋田県秋田市中通1-4-1
山 岸 明	-	長野市川中島町今里706
As-meエステール株式会社	丸 山 雅 史	東京都新宿区住吉町8-12
株式会社タツミヤ	曲 渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山ホールディングス	横 山 和 幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根 岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野 崎 健 二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚 田 浩 二	長野市安茂里小市3-30-24

4 変更した年月日

(1) 株式会社西友から合同会社西友への組織変更に伴う名称及び住所 平成21年9月1日

(2) エステール株式会社からAs-meエステール株式会社への名称変更及び住所並びに代表者氏名 平成21年10月1日

(3) 株式会社リオ横山から株式会社リオ横山ホールディングスへの名称変更 平成21年4月1日

- 5 届出年月日
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三本柳店
長野市三本柳東2-8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成21年9月1日
- 5 届出年月日
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友西尾張部店
長野市大字西尾張部1060-4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成21年9月1日
- 5 届出年月日
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友南長野店
長野市稲里町中央4-8-8 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成21年9月1日
- 5 届出年月日
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友長野北店
長野市檀田2-19-10 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成21年9月1日

- 5 届出年月日

平成21年12月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山836

- 4 変更した年月日

平成21年9月1日

- 5 届出年月日

平成21年12月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友更埴粟佐店

千曲市粟佐1201 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観
光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日
付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観

光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1
合資会社大定商店	大 井 定 雄	上田市浦野47-18
遠 藤 三 郎	-	上田市武石沖699-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1
合資会社大定商店	大 井 定 雄	上田市浦野47-18
遠 藤 三 郎	-	上田市武石沖699-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエクスター	東京都豊島区東池袋3-1-1
寺島薬局株式会社	池野隆光	茨城県つくば市天久保2-17-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジエクスター	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	池野隆光	茨城県つくば市天久保2-17-5

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

外国人まち歩き案内地図データ制作業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年3月24日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。
- (5) 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県観光部観光振興課

電話 026(235)7252

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年1月8日(金) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年12月28日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

観光振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

スキー再興全国キャンペーン業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成22年3月31日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

(5) 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県観光部観光振興課

電話 026 (235) 7254

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年1月8日(金) 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年12月28日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

観光振興課

公告

平成21年12月16日、長野市安茂里犀裾土地改良区の定款変更を認可しました。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

公告

木曾郡上松町における県営上松地区高山換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営上松地区高山換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年12月22日から平成22年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡上松町役場

農地整備課

公告

木曾郡上松町における県営上松地区芦島換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営上松地区芦島換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年12月22日から平成22年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡上松町役場

農地整備課

公告

県営烏川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営烏川地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成21年12月22日から平成22年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
安曇野市役所

農地整備課

公告

県営山辺地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営山辺地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年12月22日から平成22年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

県営小海地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営小海地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年12月22日から平成22年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡小海町役場

農地整備課